○北海道開発局告示第百七十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、釧路川水系釧路川及び新釧路川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局釧路開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十年十二月二十四日北海道開発局告示第九十六号は、廃止する。

平成二十八年六月三十日

北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第百七十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、十勝川水系利別川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局帯広開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年三月二十九日北海道開発局告示第五十七号は、廃止する。

平成二十八年六月三十日

北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第百八十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、天塩川水系問寒別川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局留萌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十二年三月三十一日北海道開発局告示第五十八号は、廃止する。

平成二十八年六月三十日

北海道開発局長　今　日出人

○沖縄総合事務局告示第三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年六月三十日

沖縄総合事務局長　能登　靖

第１　起業者の名称　沖縄県

第２　事業の種類　二級河川小波津川水系小波津川河川改修工事（沖縄県中頭郡西原町字兼久勝連川地内から同町字小波津細工舛地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　沖縄県中頭郡西原町字兼久勝連川、同町字小那覇千原、同町字小波津下屋部及び同町字小波津細工舛地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県中頭郡西原町字兼久勝連川地内から同町字小波津細工舛地内までの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川小波津川水系小波津川河川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地にかかる部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年７月12日法律第167号）第３条第１項に規定する二級河川に関する工事であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

二級河川小波津川水系小波津川（以下「小波津川」という。）は、河川法第５条第１項に規定する二級河川であり、同法第10条第１項の規定に基づき、沖縄県知事が河川管理者であることなどから、起業者である沖縄県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

小波津川は、その源を沖縄県中頭郡西原町字池田付近の丘陵台地に発し、東流した後、支川の翁長川と合流し、中城湾に注ぐ流路延長3.8㎞、流域面積4.0㎢の二級河川である。

小波津川は、沖縄県中頭郡西原町にあり、流域内人口は約124百人を擁し、沿川には西原町役場の新庁舎や県内の主要幹線道路である一般国道329号が存している。

また、本県は亜熱帯海洋性気候で、年平均降水量は2,200㎜に達し、近年、人口増加に伴う都市化が急速に進んで緑地や農地等の浸透域が減少し、保水機能が低下していることから、洪水はより短時間で多く流出するようになっている。また、現況の河川断面も小さいことから雨水の流下に対応出来ず、台風や梅雨時期の際にたびたび浸水被害に見舞われている。特に、平成10年２月18日には集中豪雨により床下浸水家屋67戸、床上浸水家屋20戸、平成11年９月22日の台風18号による洪水では床下浸水家屋58戸、床上浸水家屋78戸に及ぶ被害があるなど多くの浸水被害が発生している。

このような状況に対処するため、沖縄県において、早急に小波津川の流下能力を向上させることが求められ、平成15年３月に「小波津川水系河川整備基本方針」、同年７月に「小波津川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）」をそれぞれ策定し、整備計画に基づき、年超過確率１／30年規模の洪水に対応すべく基準地点である「前原」における基本高水ピーク流量の80㎥／秒を流下させることを目標として、平成15年度から順次河川改修が実施されているところである。

本件事業の完成により、河道が狭隘なことから流下能力が低く、氾濫による浸水被害の可能性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上が図られ、整備計画に基づく計画高水流量の安全な流下が可能となり、洪水時における浸水被害等を未然に防止または軽減することにより、人命及び財産の保護が図られるものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、振動等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、防音壁の設置により、環境基準を満足するとされている。また、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、工事期間中における地域住民等に配慮しながら施工することとしていることから、環境への影響は軽微なものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、「環境影響評価法」（平成９年法律第81号）及び「沖縄県環境影響評価条例」（平成12年条例第77号）により、環境影響評価が義務付けられた事業に該当しないが、起業者が平成13年度に実施した現地調査結果を基に新たな知見と工事の施工計画を踏まえ、平成25年度に騒音、振動、水の濁り、動物、植物について、任意に予測及び評価を行った結果、騒音、振動は「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に定める規制基準値を満足している。なお、環境保全措置として低騒音・低振動型機械を使用するなど、工事期間中における地域住民等に配慮しながら施工するとしている。また、水の濁りは濁水沈降処理を行うことで条例に定める基準値を満足するとされている。さらに、動物については、河口域で魚類のヤエヤマノコギリハゼ【環境省レッドリスト2013・絶滅危惧ＩＡ類、沖縄県レッドデータブック2005・絶滅危惧ＩＢ類】、甲殻類のナキオカヤドカリ【文化財保護法（昭和25年法律第214号）の国の天然記念物】、アゴヒロカワガニ、ヒラモクズガニ【沖縄県レッドデータブック・準絶滅危惧】の４種の貴重種が確認されたが、主生息域である河口域の改修がないことから直接影響を及ぼすことはないとされている。